

任意後見制度と遺言について学ぼう

～自分のことは自分で決める～

将来自分が安心して暮らすための方法として、判断能力が低下した時に備える「任意後見制度」や亡くなった後の相続や想いを伝える「遺言」の作り方について、公証役場の公証人がわかりやすく解説します。

2月25日(水)

午後2時～3時30分

場 所 瑞穂町ふれあいセンター

対 象 町内在住・在勤の方で関心のある方
(町外の方で親族が町内在住の方であれば参加可)

定 員 40人(申込順)

講 師 互 敦史さん
(八王子公証役場 公証人)

参加
無料

問合せ・申込み

申込み 2月24日(火)までに電話か社協窓口まで
権利擁護センターみずほ(瑞穂町社会福祉協議会)
電話042-557-8201